



金 沢 市 公 報

第 3 0 6 8 号

令和4年(2022年)3月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○振動規制法の規定による振動を防止する地域の指定について (")	5
● 告 示		○平成8年告示第28号(振動規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について)の一部改正について (")	5
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	1	○平成8年告示第29号(振動規制法施行規則の規定による区域の指定について)の一部改正について (")	5
○介護保険法の規定による事業の廃止について (2件) (介護保険課)	1	○平成8年告示第30号(振動規制法施行規則の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分の設定について)の一部改正について (")	5
○騒音規制法の規定による騒音について規制する地域の指定について (環境政策課)	2	○環境基本法の規定による騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について (")	5
○平成8年告示第24号(騒音規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について)の一部改正について (")	2	● 公 告	
○平成8年告示第25号(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定による区域の指定について)の一部改正について (")	3	○予防接種の対象者の範囲の変更について (新型コロナワクチン接種推進室)	6
○騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定による指定地域に係る区域の区分の設定について (")	3	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	6
○悪臭防止法の規定による悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準の設定について (")	3	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	6

告 示

●金沢市告示第57号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
北塚町町会	代表者の氏名及び住所	仙石 正美 金沢市北塚町西50番地	副田 正 金沢市北塚町東38番地	令和4年1月1日
三口町町会	代表者の氏名及び住所	半田 一芳 金沢市三口町土308番地3	河原 雄一 金沢市三口町金312番地	令和4年2月1日

●金沢市告示第58号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及

び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理人

金沢市副市長 相 川 一 郎

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104485	ショートステイ 健康企画 南新 保	金沢市南新保町 へ34番地	株式会社ピース スタイルケア	令和4年1月5日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

●金沢市告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条第2号の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理人

金沢市副市長 相 川 一 郎

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770100012	アカシア居宅介 護支援事業所	金沢市粟崎町4 丁目80番地2 スプリングライ フ金沢	スプリングライ フ金沢株式会社	令和4年1月31日	居宅介護支援

●金沢市告示第60号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、令和4年4月1日から効力を有するものとします。

なお、指定する地域を表示する図面は、金沢市環境局環境政策課において一般の縦覧に供します。

平成28年告示第64号（騒音規制法の規定による騒音について規制する地域の指定について）は、令和4年3月31日限り廃止します。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理人

金沢市副市長 相 川 一 郎

金沢市の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域（別添図面は、登載を省略します。）

●金沢市告示第61号

平成8年告示第24号（騒音規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から効力を有するものとします。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理人

金沢市副市長 相 川 一 郎

備考第1項中「平成28年告示第64号」を「令和4年告示第60号」に改め、同備考第2項中「金沢市環境局環境指導課」を「金沢市環境局環境政策課」に改める。

●金沢市告示第62号

平成8年告示第25号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定による区域の指定について）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から効力を有するものとします。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

備考中「平成28年告示第64号」を「令和4年告示第60号」に改める。

●金沢市告示第63号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定により、指定地域に係る区域の区分を次のとおり定め、令和4年4月1日から効力を有するものとします。

なお、区域の区分を表示する図面は、金沢市環境局環境政策課において、一般の縦覧に供します。

平成28年告示第67号（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定による指定地域に係る区域の区分の設定について）は、令和4年3月31日限り廃止します。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

金沢市の区域のうち、別添図面に次のとおり色分けして着色した部分の区域（別添図面は、登載を省略します。）

区域の区分	a区域	b区域	c区域
色 別	青	黄	赤

●金沢市告示第64号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を指定するとともに、同法第4条の規定により当該地域に係る特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を定めるので、同法第6条の規定により次のとおり告示し、令和4年4月1日から効力を有するものとします。

なお、規制地域を表示する図面は、金沢市環境局環境政策課において一般の縦覧に供します。

平成28年告示第68号（悪臭防止法の規定による悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準の設定について）は、令和4年3月31日限り廃止します。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

1 規制地域

A地域	別添図面に青色で着色した部分の地域
B地域	別添図面に赤色で着色した部分の地域

備考 別添図面は、登載を省略します。

2 敷地境界線における規制基準

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度（大気中における含有率）	
	A 地 域	B 地 域
アンモニア	100万分の1	100万分の2
メチルメルカプタン	100万分の0.002	100万分の0.004
硫化水素	100万分の0.02	100万分の0.06
硫化メチル	100万分の0.01	100万分の0.05
二硫化メチル	100万分の0.009	100万分の0.03
トリメチルアミン	100万分の0.005	100万分の0.02

アセトアルデヒド	100万分の0.05	100万分の0.1
プロピオンアルデヒド	100万分の0.05	100万分の0.1
ノルマルブチルアルデヒド	100万分の0.009	100万分の0.03
イソブチルアルデヒド	100万分の0.02	100万分の0.07
ノルマルバレルアルデヒド	100万分の0.009	100万分の0.02
イソバレルアルデヒド	100万分の0.003	100万分の0.006
イソブタノール	100万分の0.9	100万分の4
酢酸エチル	100万分の3	100万分の7
メチルイソブチルケトン	100万分の1	100万分の3
トルエン	100万分の10	100万分の30
スチレン	100万分の0.4	100万分の0.8
キシレン	100万分の1	100万分の2
プロピオン酸	100万分の0.03	100万分の0.07
ノルマル酪酸	100万分の0.001	100万分の0.002
ノルマル吉草酸	100万分の0.0009	100万分の0.002
イソ吉草酸	100万分の0.001	100万分の0.004

3 煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。 q 流量（単位：温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時） He 悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条第2項に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位：メートル） Cm 前記2の規制基準として定められた値（単位：百万分率） 補正された排出口の高さ（He）が5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

4 排水水における規制基準

特定悪臭物質の種類	工場その他の事業場から敷地外に排出される排水の量	濃度の許容限度（排水1リットル中のミリグラム）	
		A 地 域	B 地 域
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003
硫 化 水 素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02
硫 化 メ チ ル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07

二 硫 化 メ チ ル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09

●金沢市告示第65号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、令和4年4月1日から効力を有するものとします。

なお、指定する地域を表示する図面は、金沢市環境局環境政策課において一般の縦覧に供します。

平成28年告示第69号（振動規制法の規定による振動を防止する地域の指定について）は、令和4年3月31日限り廃止します。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

金沢市の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域（別添図面は、登載を省略します。）

●金沢市告示第66号

平成8年告示第28号（振動規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から効力を有するものとします。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

備考第1項中「平成28年告示第69号」を「令和4年告示第65号」に改め、同備考第2項中「金沢市環境局環境指導課」を「金沢市環境局環境政策課」に改める。

●金沢市告示第67号

平成8年告示第29号（振動規制法施行規則の規定による区域の指定について）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から効力を有するものとします。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

備考中「平成28年告示第69号」を「令和4年告示第65号」に改める。

●金沢市告示第68号

平成8年告示第30号（振動規制法施行規則の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分の設定について）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から効力を有するものとします。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

備考中「平成28年告示第69号」を「令和4年告示第65号」に改める。

●金沢市告示第69号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域を指定するので、次のとおり告示し、令和4年4月1日から効力を有するものとします。

なお、指定する地域を表示する図面は、金沢市環境局環境政策課において一般の縦覧に供します。

平成28年告示第73号（環境基本法の規定による騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について）は、令和4年3月31日限り廃止します。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

金沢市の区域のうち、別添図面に次のとおり色分けして着色した部分の地域（別添図面は、登載を省略します。）

地域の種類の区分	A地域	B地域	C地域
色 別	赤	黄	青

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種について、予防接種を行う対象者の範囲の変更があったので、次のとおり公告します。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
新型コロナウイルス感染症	12歳以上の者	5歳以上の者	令和4年2月21日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市法光寺町309番1の一部及び155番1から155番6まで	金沢市西泉5丁目73番地 有限会社弘光土木 代表取締役 金山 明弘	道路 金沢市法光寺町309番1の一部及び155番5 水路 金沢市法光寺町155番6
金沢市才田町乙216番	金沢市河原市町ハ114番地3（市営住宅1棟304号） 小山 めぐみ	

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和4年3月1日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

令和4年(2022年)3月1日 印刷	発行人	金 沢 市
令和4年(2022年)3月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄